

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在の会社Bに採用され、機械工として従事していたところ、平成〇年〇月〇日、フライス盤にて材料を加工中、不自然な姿勢で重量物（10kgから20kg）を移動する際に腰部を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害翌日、C形外科クリニックに受診し「腰椎椎間板症」（以下「本件傷病」という。）と診断され、治療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、現在の症状に照らすと本件傷病は障害等級第12級より上位の等級である旨主張する。

(2) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴、医証から判断して、せき柱の障害及び腰部から左下肢にかけての神経症状であると認められる。

(3) せき柱の障害

平成〇年〇月〇日付けD医師作成の診断書によれば、請求人は、L4/5椎間板ヘルニアについて摘出を受けていることが認められるが、障害等級認定基準における「せき柱に変形を残すもの」(障害等級第11級の5)、「せき柱に運動障害を残すもの」(障害等級第8級の2)の認定要件として示されているせき椎圧迫骨折を残すもの、せき椎固定術が行われたもの等に該当するとの医証は認められないことから、決定書理由第2の2の(2)のウに説示のとおり、障害等級に該当するせき柱の障害として評価することはできない。

(4) 腰部から左下肢にかけての神経症状

請求人に残存する神経症状について、D医師は、上記診断書において、療養の内容及び経過として「腰部痛、歩くと左臀部痛がある。さらに歩く距離が伸びると左下腿まで痛くなり、しびれてくる。」、「常時軟性コルセット(腰部用使用)。」、障害の状態の詳細として「腰部後屈痛。」、「頑固な腰部痛、左座骨神経痛症状が続く。」と述べている。また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「胸腰椎理学所見：圧痛(－)、叩打痛(+)；L4/5あたり、傍脊柱筋圧痛 右(±)左(±)、ラセーグ徴候 右(－)左(+)50、神経圧痛；

上臀神経 右 (-) 左 (+)、座骨神経 右 (-) 左 (+)」とした上で、当該神経症状について、「腰から下肢、局所にがん固な神経症状を残す。」としている。

当審査会としても、請求人の症状・治療経過、X線写真等の医証を再度精査したが、E医師の上記意見は妥当であって、請求人に残存する腰部から左下肢にかけての神経症状は、「局部にがん固な神経症状を残すもの」障害等級第12級の12に該当するものと判断する。

なお、平成〇年〇月〇日当審査会受付の意見書に添付されている診断書2通についても精査したが、上記結論を左右するものとは認められず、請求人が訴える「頭痛」については、当該診断書において平成〇年頃から間欠的に出現するものとされ、その他の疾病とともに本件災害との因果関係が認められないことは決定書理由第2の2の(2)のオに説示のとおりであって、請求人に残存する障害として評価することはできない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。